

熊本県監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年（2022年）10月24日から令和5年（2023年）1月31日までの間に実施した財政援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県監査委員 藤井 一 恵
 同 竹中 潮
 同 緒方 勇 二
 同 橋口 海 平

（意見事項）

監査対象団体 （所管課）	監査の結果	措置状況等
肥薩おれんじ 鉄道株式会社 （交通政策課）	<p>（経営改善に向けての対策について）</p> <p>経営改善のため様々な営業努力がなされているものの、鉄道沿線地域の人口減少に伴う利用者の減少に加え、甚大災害の発生、新型コロナウイルス感染症への長期対応、燃料費の高騰等が重なり、以前にも増して厳しい経営環境下にある。</p> <p>沿線地域に欠かせない生活交通として、これまで以上に経営改善に向けた対策が求められる。</p> <p>出資法人及び沿線自治体等と連携、協力しながら、新たに策定した中期経営計画について、きめ細かな進捗管理と着実な推進に努められたい。</p>	<p>肥薩おれんじ鉄道は、特に近年は、沿線地域の人口減少、令和2年7月豪雨による被災、コロナ禍による鉄道利用減少、燃料価格の高騰など、非常に厳しい経営環境下にある。</p> <p>そのような中にありながらも、沿線地域住民の生活や観光振興に欠かせない地域交通として、安全で安定した運行を確保するため、様々な自助努力に加え、熊本・鹿児島両県が連携して運行確保応援金等を交付するなど、経営改善・利用促進策を実施している。</p> <p>現在、更なる経営改善に向けて、令和4年3月に策定した新たな中期経営計画の重点施策に取り組んでおり、特に令和4年度の旅客運輸収入は、対令和元年度（コロナ前）同月比で100%を超える月もあるなど、着実に効果が表れている（R4.11月は102%、R5.1月は105%）。</p> <p>今後も経営改善・利用促進に向けての取り組みを支援しながら、同計画の進捗管理をしっかりと行っていく。</p>

〈参考〉

「意見事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

(1) 組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記する必要があると認められるもの